

令和7年度第1回 酒々井町国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和7年7月29日（火）午後1時30分から午後3時
場 所 酒々井町役場中央庁舎3階会議室
出席委員 宮野委員、宍倉委員、京増委員、
日良委員、前田（英）委員、
地福委員、小早稲委員、木内委員
欠席委員 前田（幸）委員
事務局 小坂町長（途中退席）、齋藤副町長
健康福祉課 大竹課長、坂上副主幹、鈴木主査
税務住民課 中村課長、中山副主幹

○報告事項 酒々井町国民健康保険事業の概要について（令和6年度実績）

○議題 国民健康保険税の改正について

司会 みなさんおそろいですので、始めさせていただきます。開催の前に1点ご報告させていただきます。医師の前田委員より事前に欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第1回酒々井町国民健康保険運営協議会を開催いたします。

始めに、委嘱状の交付を行います。それでは、小坂町長が、皆様の席を回りますので、自席でお受け取りください。

（委嘱状交付）

司会 続きまして小坂町長よりご挨拶を申し上げます。

町長 本日は、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいま、委嘱状を交付させていただきましたが、委員皆様からの貴重なご意見等を賜りながら、当町の国民健康保険を運営してまいりたいと考えておりますので、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて本日は、昨年度の報告事項といたしまして、「令和6年度国民健康保険事業の概要について」のご報告をさせていただきます。

決算としましては、単年度の収支で約1億7百万円の赤字であり、財政調整基金を取り崩して運営したところです。

そこで、昨年度は、4回におよぶ酒々井町国民健康保険運営委員会により、国民健康保険税率の改定についてご審議をいただき、3月議会を経て、本年度からの保険税率の改定を行い、本年度は、健全な国保運営ができるものと考えております。

さらに、本日は、今後も国保運営が持続可能なものとなるよう、今後の国民健

康保険税率の改正の方向についてご審議いただくよう国保運営協議会長に諮問させていただきましたので、委員の皆様のご意見を賜りますようお願い申し上げます。

町といたしましては、引き続き適正な保険給付や、国保税の収納率向上など、町国保事業の健全な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様のご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。

高齢化する中で、国保税率、そしてまた県下一律にしようという県の動きがあります。今日午前中に国保連の総会に出席しましたが、もともと単独で市町村が運営していたものが、県下統一ということで、財政的な問題でそういう方向になったわけですが、どうしても負担の形が、高齢化、財政力があるところが負担するわけで、酒々井は、どちらかというと単独で運営していたより、負担分が多くなった現実がございます。地方で調整、バランスをとりながらやっていく、それであって、やはり、負担は軽い方がいいわけでありまして、県の国保連においてもしっかりと議論させていただきたいと思っております。

そのためには、まずは、町の運営協議会が非常に大切だと思っておりますので、いろんな面で皆様の忌憚のない意見を賜りましてよろしくお願いを致したい、本当に皆様ありがとうございます。よろしくお願申し上げます。

司会 それでは、ここで小坂町長は、次の予定がありますので、退席させていただきます。

(町長退席)

司会 続きまして、委員の皆様方には、顔見知りの方も多いたは思いますが、ここで自己紹介をお願いしたいと思います。はじめに地福委員からお願いします。

(委員 自己紹介)

司会 続きまして、職員の紹介をさせていただきます。

(職員 自己紹介)

司会 次に、会長が決まるまで副町長に仮の議長をお願いしたいと思います。副町長よろしくお願いたします。

副町長 それでは、司会の方から仮の議長ということでご指名いただきましたので、どうぞ皆様ご協力をお願いいたします。

会長及び会長職務代理者の選出についてですが、国民健康保険法施行令第5条第1項の規定によりまして、公益代表の中から全委員により選挙することとなっております。自薦、他薦を問いませんので、ご意見がありましたらお願いします。

最初に会長職であります、ご意見、ご推薦等ありましたらお願いいたします。

小早稲委員 会長職ですが、前回同様、地福委員にお願いできればと思います。

副町長 それでは、ただいま、地福委員とご推薦がありました、それにつきまして、ご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

副町長 それでは、異議なしという意見がありましたので、会長に地福委員ということで決定をいたします。

次に職務代理者ですが、これについてはいかがいたしましょうか。ご推薦がございましたらお願いいたします。

地福委員 小早稲委員。

副町長 ただいま、地福委員より職務代理者小早稲委員と意見がありました、いかがでしょうか。

(異議なしという声あり)

副町長 異議なしということでございますので、職務代理者に小早稲委員ということで決定をいたします。それでは、ただいま意見ありましたとおり、会長に地福委員、職務代理者に小早稲委員ということで決定をさせていただきます。以上で私の任務は終了し、事務局にお返しします。

司会 ありがとうございます。それでは、地福会長、前の会長席に移動をお願いします。地福会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 ただいま、会長ということで、選出させていただきました。引き続き務めさせていただきますと思います。

今回新しい方も何人もいらっしゃいますので、わかるまで質問していただきたいと思います。いままでいた方達もみんなわかっているかというところでもない、遠慮なく質問していただきたいと思います。本当に暑い中ご苦労さまです。長時間になるようでしたら間に休憩をはさませていただきますので、よろしくお願いします。

司会 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思います。議長につきましては、酒々井町国民健康保険条例施行規則第6条の規定により「協議会の議長は、会長とする。」となっておりますので、会長をお願いいたします。

議長　それでは、ご指名ですので、議長を努めさせていただきます。お手元にたくさん資料があるかと思しますので、資料を見ながら説明を聞いていただきたいと思います。

本日は、「報告事項」として、「令和6年度の酒々井町国民健康保険事業の概要について」と、「議題」として「国民健康保険税の改正について」の2点、当局に説明をしていただきます。それでは、最初に、「令和6年度の酒々井町国民健康保険事業の概要について」の説明をお願いしたいと思います。

(事務局 説明)

(坂上副主幹「酒々井町国民健康保健事業令和7年度版(令和6年度実績)」1P～11P

中村課長 12P～14P

坂上副主幹「令和6年度国民健康保険特別会計決算の概要」)

議長　事務局の説明が終わりました。いろんな数字がでて聞き慣れない項目がたくさんあったかもしれませんので、これはどういうことなのかと、わからないことがあれば是非聞いていただきたいと思います。質問はありませんか。意見も含めてありませんか。前年度酒々井町の保険税を改定しました。昨年から委員として参加している方はよくわかるかと思いますが、国保のしくみそのものがよくわからないということであれば、また改めて説明していただければと思います。

宍倉委員　一つだけ、短期保険証とはどういうものですか。初めて聞くものですから。

坂上副主幹　保険税が過年度未納であった方が、3か月、6か月の短い保険証を令和6年度以前は、発行することができたものです。3か月切れると、役場に来て保険税の納付相談をしてから、新しい3か月の保険証をもらって、納付の機会の向上のために短期保険証がありましたが、国の方針としてマイナ保険証に移行したことにより短期保険証は一切なくなり、全員7月31日まで1年間の資格確認書を発行するようになったものです。

議長　短期保険証が今回無くなったということですね。今、資格確認書に変わって送られてきたと思います。支払が難しい方の以前のやり方ですね。短期保険証は、今後どうなるのですか。

坂上副主幹　短期保険証は、国で発行できなくなったため、毎年1年分の資格確認書を発行することになります。

小早稲委員　1年分のマイナ保険証、資格確認書になると、未納になる方が増えてくるかと思う。3ヶ月、半年とか未納だと途中で資格がなくなることはありますか。

坂上副主幹 途中で資格がなくなる短期証が廃止になったため、1年間お渡しして、収納率の向上に向けて対策をしていくということです。

小早稲委員 資料1の14ページをみると、収納率は、だんだん少しずつ良くなってきているが、収納に力を入れてもらわないといけなくなるのかと思う。少しでも解消していただけるようがんばっていただければと思います。先生達から収納していない人はどうしたらいいのとかないですか。

日良委員 資格確認書は1年で発行されるということですか。払ってなくて資格確認書を回収されるということもあるのか。医療機関から請求しても返戻になったり、資格がないということがあった場合、医療機関は、どのように対処したらいいのか。滞納があつて、資格がなくても資格確認書をもっている方がいらっしゃるのか。滞納があると資格確認書は発行されないということですか。

坂上副主幹 全員資格確認書はもっています。唯一、滞納していて何のアクションもない方に対しては、特別療養費という10割の資格確認書を今年から発行するようになりました。数名ですが、全額窓口で払っていただいて、償還にきていただくようになります。他の方は、全員資格確認書をお持ちです。滞納の方でも資格確認書（特別療養費）という資格確認書をお持ちです。

小早稲委員 日良先生がおっしゃっていたのは、資格確認書は1年分の7月末までで発行されていて、滞納している人も資格確認書をもっているということは、保険税を払っていないから、病院から請求したときに医療費を保険者からもらえるのかということをお心配しているのではないですか。

坂上副主幹 資格確認書を使用した場合、請求がきた分は、必ずお支払いいたします。

日良委員 そうすると町の出すお金が多くなりますね。そういう制度だということで理解しました。

副町長 今の関連ですが、印旛郡市で副市長・副町長の会議がありまして、滞納の話がでます。市町村によって外国人が住んでる率は違いますが、酒々井町は千人未満ですが、日本には、いい医者、病院があると外国から転入して国保に加入し、手術とかかなりの額になるが、医療機関は、市町村に請求します。実際は、外国人の方は、その時すでに転出していない。成田市は、外国人が多く、税金の滞納の中で、国保税の滞納がかなりの割合を占めているとのこと。日良先生がおっしゃったように、町は請求がくれば医療機関にお支払いしなければならない。余談でも申し訳ないですが。

宍倉委員 成田市は対策をうっているのですか。

副町長 本人は、国に帰っているのですが、タダで医療機関にかかっている。病院は市に請求するしかない。手続しないで国に帰る方がけっこういるということです。

宍倉委員 国全体の問題ですね。

議長 他に聞きたいことがありますか。

小早稲委員 マイナ保険証は、どのくらいの町民の方がお持ちですか。

坂上副主幹 国保の方は、64%の方がマイナ保険証に切替えています。

議長 これから説明があると思いますが、国保の方向が、県も国も方針がいろいろありまして、統一保険料ということですが、そうなったらどうなるのか心配だと住民の中でもでてくるかと思えます。他に聞きたいことはありますか。わからないことがあれば直接担当課でも次の協議会のときでも説明を求めてください。

昨年酒々井町も改定になりましたが、国保の会計がなかなかたいへんな状況でやむを得ない状況です。国も県もこれから国保について、大きく動くのですかね。国民のための保険料と考えているのかどうか。

約1時間になりましたので、休憩とりますか。小早稲さんどうですか。

小早稲委員 あとどのくらいかかりますか。

坂上副主幹 10分くらいですか。

小早稲委員 10分で終わるならやりましょう。質問が多かったら長くなってしまうかもしれないですが。

議長 10分か15分かわかりませんが、続けてお願いします。次は、「国民健康保険税の改正について」お願いします。

中村課長 それでは、「酒健福第273号令和7年7月29日付け国民健康保険税率改正に係る審議について（諮問）」をご覧ください。

小坂町長から国民健康保険運営協議会長宛に提出した諮問です。こちらの方について説明させていただきます。税率の改正については、令和6年度に見直しをかけて、また今年もかと思われるかと思えますが、国や県の動向に合わせて本年度も税率改正が必要となりますので、審議をお願いしたいと思います。

（事務局 説明）

（中村課長「国民健康保険税率改正に係る審議について（諮問）」）

(中山副主幹「国民健康保険税の改正について」)

議長　ただいま「国民健康保険税率の改正について」説明がありました。ご質問ありましたらお願いします。

小早稲委員　昨年の改定の時には、いろいろ案の中から選びましたが、今年度からは速報値でやっていくということで、今後はあまり考えなくていいのかなと思ったんですが、わかればいいですが、速報値でやっていて、前回の改定のときは、財政調整基金が3年でゼロになる、3年後の改定でと思っていたが、そこは、マイナスにはならずにいけそうということですか。

中山副主幹　標準保険税率の決め方自体は、資料にあるとおり、県が全体の中で試算して町に示してきます。それと同様に納付金も県が、各市町村に請求するようになるため、基本的にはバランスがとれて、大きく乖離することはない。億単位で基金を取り崩すことはないようになってきます。

小早稲委員　もう1点、6ページに子ども・子育て支援金が増えるということで、7ページの国民健康保険だと250円が、毎月一般保険料にプラスして増えるという感じですか。

中山副主幹　国の試算では、だいたいならしているとは思いますが、国ではそう試算しています。町には、こういった形でくるのか全く情報がない状況ですが、他の介護分と同じようであれば、均等割があつて税率があるというような形になるのか、定額になるのかわからない状況です。

小早稲委員　以上です。

議長　令和8年度から子ども・子育て支援金が増えるということです。諮問文の改正の理由欄に令和12年度に納付金ベースの統一目標があつて、少しずつ移行していくと書かれている。それぞれ意見があると思いますが、他に何かありませんか。

宮野委員　基本的なことをお伺いしたいのですが、県の方から税率がきて、それに伴って町が決めるわけですが、それに準じて税率が決まるわけで、例えば、それに町がノーということはできるのですか。

中山副主幹　県が財政運営の主体となっていますので、保険給付分は、県から支出されるが、その分に必要な納付金を町が払う仕組みとなっているので、そのために必要な税率は、県から町に標準保険税率として示します。仮にそれがあまりに高いからといって、町が低い保険税率に設定すると、不足部分は基金などで補うこととなります。将来的に保険税を県内統一していく方向性があるのでよろしくない

という考え方があります。県の示した保険税率と大きく乖離した保険税率を設定することは、現実的にはできない仕組みになっています。

議長 国民健康保険税の仕組みそのものが、酒々井町だけでやるのは難しい状況になっているので、納付金を払わないといけない。加入者になんとかお金を払ってもらって納付金を払う仕組みになっているのでなかなか難しい。私個人の意見では、そもそもの構造的問題があると思っています。

聞きたいのですが、令和12年度を目途に統一保険料にすると国も県も進めています。同じ所得水準で、同じ家族構成であれば同じ保険料とする、あたりまえ別に文句ない、反応はないとなってしまうが、本当にそうだろうかと思えます。例えば、その家庭で200万円の収入があります。家族は3人です。だから保険料はいくらで皆同じ。しかし、同じ家族構成でも違う、夫が200万、妻と中学生がいる。あるいは、息子が働き頭50歳で年寄りが2人いる。そういう家族構成でも同じ3人世帯でも同じ保険料ということですかね。3人の年齢がそれぞれ違うからそこが疑問です。いずれそうなると思話し合いをされているところで、県も国もそういう方向で進んでいる。

酒々井町もなかなか大変な状況で、保険料をいただかないと納付金が払えない状況で3つの点で考慮して保険税の引き上げをしたところですが。前回、標準保険税率に見合った率で見直しをしましょう、その中で低所得者に配慮したものしましょうと3つの点でしました。人によっては上がった人もいます。低所得者に配慮した保険料にしたということではあります。

国保が大きく変わる時期にきていると思っています。基本的な構造的な欠陥があると思っています。払う人だけでまかなうという仕組みになっていることが社会保障の健康保険法からして違うのではと思っています。

酒々井町の特別会計が大変だったので、少しでも協力してもらって保険税あげました、少しは基金をいくらか豊かにしないと先が大変になるとなりました。一般会計からの繰入は町はしていない。少しでも保険税を上げないようにしている市町村もあるが、国が一般会計からの繰入はしないようにしているので、町はしてこなかった。基金から繰り入れてきました。副町長もご存知かもしれませんが、去年の10月に印旛郡9自治体組長の連名で県知事宛に第2期千葉県国民健康保険運営方針に関する緊急要望をだしました。県独自の財政措置をしてほしいと要望したが、そうはならなかった。構造的な問題があるなかで、酒々井町いろいろ四苦八苦しながら特別会計がマイナスにならないようにしているが、県に要請したが、県からの財政支援は実らなかったということがありました。

他に質問はありますか。仕組みそのものが変わろうとしている状況があります。まだ、子ども・子育て支援金の具体的な金額はでていないが、目安としてこれが示されているといことですね。これは1世帯あたり月250円とか350円ということですか。

中村課長 まだ、県から示されていないので、参考としてでています。これから具体的

に示され次第、税率改正等していきます。

議長　また、税金が上がるのかと感がなくはないが、子ども・子育て支援ならいいかなというところもあります。当局から説明がありましたが、わからないところとかありませんか。なければよろしいでしょうか。ないようですので、以上で国民健康保険運営協議会を終了したいと思います。

中村課長　すみません。3月定例議会に併せて条例改正案を作るのですが、今回の税率改正の資料の3ページの「令和8年度保険税率等の見直しにあたっての方針について」の(1)から(5)までの方針、考え方でよろしいか皆様に合意をいただきたいのですが、この内容でよろしいでしょうか。

(全員合意)

議長　はい。次の協議会が来年1月頃という予定です。それまで資料を読んでいただいて。他にありませんか。

大竹課長　次回の協議会の予定ですが、令和8年1月27日(火)13時30分からを予定しています。改めて通知いたします。

議長　何もなければ、これで協議会終了したいと思います。お疲れさまでした。